○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
十七号	前橋市関根町字赤城六七番地先から同市田口町字下田尻一一五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
百三十九号	山梨県南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八六〇番三から同町船津字桜休場六八三八番まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
三百五十七号	横浜市中区千鳥町九番から同市磯子区新磯子町三〇番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所	

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
四百四号	長岡市大宮町字善喜から同市下山1丁目まで	改築	平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の災害復旧工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
二百五十二号	福島県大沼郡金山町大字大塩字上中山から同町大字横田字浜子まで	災害復旧	平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
長岡市大積田代町字三俵刈八四番六から同市大積田代町字三俵刈八一番一まで	前	二一・四メートル～三一・八メートル	〇・一二キロメートル
	後	二一・四メートル～三三・六メートル	〇・一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
八号	長岡市大積田代町字熊上乙一四八一番五から同市大積田代町字向山一一五番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所	

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市南田中字川原五二二番二から同市南田中字新左エ門田三六番まで	前	一五・二四メートル～三三・〇三メートル	〇・六九五キロメートル
	後	一五・二四メートル～三三・〇三メートル	〇・六九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
十七号	南魚沼市南田中字増田三二九番から同市南田中字新左エ門田一四番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所	

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日